

「不正改造車排除運動」の実施について(通知)

国土交通省自動車局

国土交通省自動車局長より「不正改造車を排除する運動」への積極的な取り組みについて全日本トラック協会に別紙のとおり協力要請がありました。

全日本トラック協会では、国土交通省からの要請を受けて、トラック運送業独自の取り組みをまとめた「トラック運送業界における不正改造車排除運動」実施要領を下記のとおり作成しました。

会員各位におかれましては、趣旨をご理解の上、本運動にご協力下さいますようお願いいたします。

記

令和2年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」 実施要領

令和2年3月17日
(公社)全日本トラック協会

1. 目的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。

このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックを対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するために、各都道府県トラック協会の協力を得て、積極的な運動を展開する。

2. 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、令和2年6月1日(月)から6月30日(火)までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」とし、特に重点をおいて運動を実施する。

3. 不正改造項目

《重点排除項目》

- (1) マフラーの切断・取り外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (2) タイヤ及びホイール(回転部分)の車体外へのはみ出し
- (3) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (4) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付(貼付状態で可視光線透過率70%未満)

《基本排除項目》

- (1) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (2) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (3) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器(例:側面方向指示器)の取外し
- (4) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ(突入

防止装置)の切断・取外し

- (5) 基準外のウィング(エア・スポイラ)の取付け
- (6) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (7) 不正な二次架装
- (8) 不正軽油燃料の使用

【別添5】は事業者が所有車両等について定期的に行う自主点検票です。

実施後は事業所において保管してください。提出する必要はありません。